

令和8年度 小美玉市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和8年5月20日策定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定める。

1 目的

本市が行う物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するため必要な事項等を定めることにより、障害者優先調達の一層の推進を図るとともに、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての組織（以下「執行機関等」という。）が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針において調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業のうち「生活介護」を行う事業所

エ 障害福祉サービス事業のうち「就労移行支援」を行う事業所

オ 障害福祉サービス事業のうち「就労継続支援A型・B型」を行う事業所

（2）障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

（3）障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の政令で定める事業所

ア 障害者の雇用の推進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 次の要件の全てを満たす事業所（重度障害者多数雇用事業所）

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 厚生労働大臣の登録を受け、在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

(5) 共同受注窓口

共同受注窓口としての機能を有し、受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあつせん・仲介する業務等を行う団体

5 調達の対象となる物品等

この調達方針により調達の対象となる物品等は、別紙「物品・役務の品目分類」を参考とし、特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能な全ての物品及び役務とする。

6 調達の目標

令和8年度における調達の目標は、前年度の実績を上回ることを目標とする。

【参考】令和7年度の実績	実績額：	2,472,300 円
	契約件数：	18 件
	課所数：	4 課 ※ 調達実績があった課所

7 調達の推進方法

(1) 基本的考え方

執行機関等は、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、調達方法及び調達先の見直しを行うなど、可能な限り優先的、積極的に障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

なお、物品等の調達にあたっては、本市における調達に関する他の施策（高齢者等の雇用の安定、中小企業の振興、グリーン製品の購入促進等）との調和を図るものとする。

(2) 随意契約の活用による調達

ア 小美玉市財務規則第134条に基づく随意契約により物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めること。

イ 予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めること。

(3) 共同受注窓口の積極的活用

調達する物品等の円滑なマッチングを図るため、障害者就労施設等からの物品等の調達をあつせんし又は仲介する等の業務を行う共同受注窓口（茨城県共同受発注センター）を積極的に活用し、障害者就労施設等への発注機会の拡大に努めるものとする。

なお、共同受注窓口（茨城県共同受発注センター）から直接調達することも可能である。

○ 茨城県共同受発注センター

水戸市千波町1918番地（セシヨウ・ウェルビーイング福祉会館 茨城県総合福祉会館内）

TEL：029-243-3022 FAX：029-243-3033

ホームページ：<https://kyodojuhacchu.pref.ibaraki.jp/>

(4) 障害者就労施設等への配慮

ア 障害者就労施設等から物品等の調達を行う場合、その仕様等を可能な限り明確にするとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めるものとする。

イ 物品等を調達する際の予定価格は、取引の実例価格等を考慮して適正に設定するものとする。また、障害者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにし、競争への参加機会の確保に留意するものとする。

(5) 調達推進に必要な情報提供等

障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集のうえ、執行機関等に対して情報提供を行うものとする。

(6) 公契約における障害者の就業を促進するため措置

公契約において競争に参加するものに必要な資格を定めるに当たり、障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮など障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針は会計年度ごとに策定し、市ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 調達実績については、会計年度の終了後に、その概要を取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

9 調達方針の担当窓口等

調達方針の策定に関する担当は福祉部社会福祉課、公契約に関する担当は総務部総務課とし、調達の推進にあたっては市の全ての執行機関等の参画により、本調達方針に定める目的の達成に努めるものとする。

別紙

物品・役務の品目分類

種別	品目分類	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

※ 品目分類ごとの具体例はあくまでも例示であり、これらに限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なものを対象品目とする。